

第3章 基本的な考え方

1 目指す子ども像

心身ともに健康で安全な生活を送るための資質・能力を備え、自ら考え行動できるたくましい宮っ子

2 取組を進める上での考え方

児童生徒が健康で安全な生活を送るためには、体力・保健・食育・安全に関する資質や能力を身に付ける必要があるため、引き続き、「体力の向上」「学校保健の推進」「食育の推進」「学校安全の推進」の4つを施策の柱に定めて推進します。

4つの分野の資質・能力をバランスよく総合的に高めていけるよう、「健康教育」として一体的に捉えて、次の(1)～(3)の観点からも、着実に取組を推進します。

児童生徒を取り巻く状況が変化していることから、観点に「指導の充実を図るため、デジタルの活用とSDGsの視点を踏まえたカリキュラム・マネジメントの確立」及び「家庭・地域等との更なる連携を図るため、デジタルを活用した情報の発信」を加えて取り組みます。

観点(1) 学校の教育活動全体を通じた指導の充実を図ります。

健康で安全に生活するための知識や技能を着実に身に付けられるよう、全教職員の共通理解のもと、「元気アップ教育(※)」を計画的かつ体系的に推進し、学校の教育活動全体を通じた指導の充実を図ります。

また、指導の充実にあたっては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ることができるよう、デジタルを活用するとともに、SDGsの視点を踏まえたカリキュラム・マネジメントの確立に努めます。

観点(2) 家庭・地域等との連携を図ります。

学校の教育活動の多様な場面において、健康で安全に生活するために必要なことへの理解を深め、身に付けた知識や技能を日常生活で生かすことができるよう、家庭・地域等と更なる連携を図ります。

また、家庭・地域等との連携にあたっては、デジタルの活用により積極的に情報発信し、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」を重視します。

観点(3) 体制と環境を整えます。

健やかな心と体を育む資質・能力の育成を図る各分野を円滑に推進するために必要な体制と環境を整えます。

※ 本市では、健康教育を進める上で、小中一貫教育に位置付けられた教科横断的な教育活動の一つを「元気アップ教育」としています。